

令和 7 年度軽自動車税(種別割) 税率表

(1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車両区分			税率(年額)
原動機付自転車	一般原動機付自転車	排気量50cc以下	2,000 円
		50cc超 90cc以下	2,000 円
		90cc超 125cc以下	2,400 円
		ミニカー50cc以下	3,700 円
	特定小型原動機付自転車	電動キックボード等	2,000 円
二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)			3,600 円
二輪の小型自動車(250cc超)			6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400 円
	その他		5,900 円

(2) 四輪以上及び三輪の軽自動車

初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた年月により税額が異なります。自動車検査証の「初度検査年月」をご確認ください。

車両区分			税率(年額)		
			平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けてから 13 年を経過した車両 ＜経年重課＞
軽自動車	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

経年重課の税率が適用されるのは以下の年度からです。

初度検査年月	経年重課が適用される年度
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月まで	令和 5 年度から
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月まで	令和 6 年度から
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月まで	令和 7 年度から

※自動車検査証の様式が変更された平成 15 年 10 月 14 日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の新規検査を受けた年の 12 月を初度検査の月とします。

※燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール、ガソリンハイブリッドのもの及び被けん引車は経年重課の対象外です。

○三輪及び四輪の軽自動車へのグリーン化特例（軽課）適用について

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、一定の排出ガス性能及び燃費性能の基準を満たす車両について、最初の課税年度（令和 7 年度）に限り税率が軽減（軽課）されます。

この特例を受けるための手続きは不要です。

車両区分			税率(年額)	
			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減
軽自動車	三輪	自家用	1,000 円	
		営業用	1,000 円	2,000 円
	四輪乗用	自家用	2,700 円	
		営業用	1,800 円	3,500 円
	四輪貨物	自家用	1,300 円	
		営業用	1,000 円	

～ 税務課からのお知らせ ～

便利だね！ 100円お得な コンビニ交付

市県民税の所得・（非）課税証明書はマイナンバーカードによるコンビニ交付をご利用ください。本人の証明書（当年度分）のみ取得できます。

下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ・取得日現在、名取市に住民登録があること。
- ・支援措置を受けていないこと。
- ・証明書を発行する年度に名取市で課税（非課税）の決定がされていること。

※毎年 6 月中旬に最新年度に切り替わります。

詳しくはこちらから→



担当：名取市総務部税務課市民税係（1 階北側）
〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
電話番号：022-724-7114（ダイヤルイン）